

入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。
平成22年2月26日

独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役
理事 笹本 健
記

- 1 契約担当役の氏名
独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役
理事 笹本 健
- 2 競争入札に付する事項
 - (1) 調達件名 平和祈念展示資料館受付等業務に係る労働者派遣
 - (2) 業務内容 来館者受付業務、会場案内業務等
 - (3) 派遣期間 平成22年4月1日～平成22年9月30日
 - (4) 入札方法等 入札金額は1時間あたりの単価を記入すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 独立行政法人平和祈念事業特別基金会計規程実施細則第46条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 独立行政法人平和祈念事業特別基金会計規程実施細則第48条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 平成19・20・21年度における総務省等官公署の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- 4 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所
所在地 東京都新宿区若松町19番1号
独立行政法人平和祈念事業特別基金 総務部財務担当
電話番号 03-5860-2746
- 5 入札及び開札の日時並びにその場所
 - (1) 日時 平成22年3月10日 午前11時
 - (2) 場所 総務省第二庁舎 1階105号室
- 6 入札保証金及び契約保証金
免除
- 7 入札の無効
本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。
- 8 落札者の決定方法
独立行政法人平和祈念事業特別基金会計規程第27条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- 10 その他
詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

独立行政法人平和祈念事業特別基金

目 次

1. 契約担当役の氏名
2. 競争入札に付する事項
3. 競争の方法
4. 競争入札に参加する者に必要な資格
5. 契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所
6. 入札及び開札の日時並びにその場所
7. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
8. 入札保証金及び契約保証金
9. 入札及び開札
10. 入札の無効
11. 落札者の決定方法
12. 再度入札
13. 契約書作成の要否及び契約条項
14. その他
15. 問い合わせ先

別記様式	1	入	札	書
別記様式	2	委	任	状
別記様式	3	契	約	書
別 紙		仕	様	書

入札説明書

1. 契約担当役の氏名

独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役
理事 笹本 健

2. 競争入札に付する事項

- ① 調達件名 平和祈念展示資料館受付等業務に係る労働者派遣
- ② 仕様書等 別紙のとおり
- ③ 派遣日等 平成22年4月1日～平成22年9月30日
- ④ 入札方法等 入札金額は1時間あたりの単価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3. 競争の方法

一般競争入札による。

4. 競争入札に参加する者に必要な資格

- ① 独立行政法人平和祈念事業特別基金会計規程実施細則第46条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- ② 独立行政法人平和祈念事業特別基金会計規程実施細則第48条の規定に該当しない者であること。
- ③ 平成19・20・21年度における総務省等官公署の競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

5. 契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所

〒162-8672

東京都新宿区若松町19番1号 総務省第2庁舎4階
独立行政法人平和祈念事業特別基金 総務部 財務担当

6. 入札及び開札の日時並びにその場所

- ① 日時 平成22年3月10日 午前11時
- ② 場所 総務省第二庁舎 1階105号室

7. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

8. 入札保証金及び契約保証金

免 除

9. 入札及び開札

① 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

② 入札参加者の入札金額は、派遣開始までに要する一切の諸経費を含むものとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

③ 入札参加者は、入札書（別記様式1）を封かんの上、氏名を表記し、担当者の指示に従い入札箱に投函しなければならない。

④ 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（別記様式2）を入札前に提出しなければならない。

⑤ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。

⑥ 入札参加者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

⑦ 入札参加者は、入札前に他の官公署において受けた競争参加資格決定通知書の写しを提出しなければならない。

⑧ 開札は、入札参加者の立会いの下で行う。ただし、入札参加者で出席しない者があるときは、入札に関係のない職員を開札に立ち合わせる。

⑨ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

10. 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 記名押印を欠く入札
- ④ 金額を訂正した入札
- ⑤ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑥ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑦ 同一の入札について2通以上提出された入札
- ⑧ 前記9. ⑤に違反した入札書

11. 落札者の決定方法

- ① 独立行政法人平和祈念事業特別基金会計規程第27条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- ② 前号の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定する。
- ③ 前号の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者又は出席しない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

12. 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

ただし、再度の入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

13. 契約書作成の要否及び契約条項

- ① 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- ② 契約条項は、別記様式3の契約書(案)のとおりとする。
- ③ 契約は入札書に記載された書面上の金額とし、消費税及び地方消費税額は、請求時の総額に加算する。

なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって、申込みがあったものとする。

14. その他

落札者は、落札後速やかに入札金額の内訳書（種類別の単価及び金額）を作成し、契約担当役あて提出すること。

15. 問い合わせ先

① 一般的事項

独立行政法人平和祈念事業特別基金 総務部財務担当

電話番号 03-5860-2746（直通）

② 仕様書、実施業務の内容等に係る事項

独立行政法人平和祈念事業特別基金 展示・フォーラム担当

電話番号 03-5860-2750（直通）

03-5323-8711（平和祈念展示資料館事務室直通）

入 札 書

金

円也

ただし、平和祈念展示資料館受付等業務に係る労働者派遣について、上記金額により、入札公告及び入札説明書を承諾のうえ入札します。

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者職氏名

印

独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役

理 事 笹 本 健 殿

- (注) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。
2 金額は、算用数字（アラビア数字）で記入する。
3 委任状による代理人等が入札する場合は、次のとおりとする。

住 所

会 社 名

代理人等氏名

印

委 任 状

私は、
を代理人と定め、独立行政法人平和祈念事業特別基金の発注する平和祈念展示資料館受付等業務に係る労働者派遣に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 平和祈念展示資料館受付等業務に係る労働者派遣に関する入札及び見積に係る一切の件
- 2 1の事項に係る復代理人を選任すること

代理人使用印鑑	印
---------	---

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代表者職氏名

印

独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役

理 事 笹 本 健 殿

委 任 状

私は、
を復代理人と定め、独立行政法人平和祈念事業特別基金の発注する平和祈念展示資料館受付等業務に係る労働者派遣に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 平和祈念展示資料館受付等業務に係る労働者派遣に関する入札及び見積に係る一切の件

復代理人使用印鑑	印
----------	---

平成 年 月 日

住 所

会 社 名

代理人氏名

印

独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役

理 事 笹 本 健 殿

契 約 書 (案)

独立行政法人平和祈念事業特別基金契約担当役理事笹本健（以下「甲」という。）と、 _____（以下「乙」という）との間に、下記条項により契約を締結する。

記

（契約の目的）

第1条 本契約の目的は次のとおりとする。

- 1 名 称 平和祈念展示資料館受付等業務に係る労働者派遣
- 2 内 容 乙は、乙の選任した社員（以下「業務従事社員」という。）を、別紙仕様書に基づき当該業務に従事させる。
- 3 契 約 人 員 1日2名（ただし、4~5名での曜日毎の交代制などにし、1人の週勤務時間が40時間を上回ることはないようにしなければならない。）
- 4 契 約 期 間 平成22年4月1日～独立行政法人平和祈念事業特別基金が解散する日までとする。
- 5 契 約 単 価 1時間当り 金 _____ 円とする。（消費税及び地方消費税額（1円未満切捨）は、請求時の総額に加算する。）
ただし、1日8時間、週40時間を超える時間外労働については、その時間につき契約単価の25%増しとする。

（契約保証金）

第2条 本契約に係る乙が甲に納付すべき契約保証金は免除する。

（就業条件等）

第3条 甲と乙は、互いに労働者派遣法、その他関係法規を遵守することを誓約し、乙の雇用する業務従事社員の安全、衛生の確保に努めなければならない。

（業務従事時間）

第4条 原則として、毎日（ただし、新宿住友ビル休館日は派遣を要しない。）の午前9時15分から午後5時45分までとする。

ただし、甲の要請に応じて、乙は、業務従事社員の同意を得てこれを変更、短縮又は延長することができる。

（業務従事社員の選任）

第5条 乙は、甲の指定する業務を、乙の社員の中から業務遂行に十分な能力を有する者を選任し、従事させる。

甲は業務従事社員が不相当であると認めるときは、その理由を開示した上、乙に対しその交替を要求できるものとし、この場合乙は、自らの決定において可及的速やかにこれを交替するか、又は交替しない理由を解明して、甲の承諾を得るものとする。

(再委託の制限)

第6条 乙は、業務の全部又は主要部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 業務達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、乙は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面（様式は甲が指示する。）を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、業務の根幹に関わらない印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託は、承認を要しないものとする。また、再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは当該複数の段階の再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲を記載した書面を提出しなければならない。

3 前項の書面を変更する必要がある場合も同様とする。

(二重派遣及び雇用の禁止)

第7条 乙は、他の労働者派遣業者から派遣を受けた業務従事社員を甲に再派遣してはならない。

2 甲は、乙から派遣を受けた業務従事社員を第三者に対して再派遣してはならない。

3 甲は、派遣契約期間中は、乙の業務従事社員を雇用してはならない。

(金銭、有価証券等の取扱)

第8条 甲は、業務従事社員に、直接金銭、有価証券その他貴重品等の取扱をさせないものとする。ただし、甲が甲の責任において、それを行う場合はその限りではない。

(安全及び衛生)

第9条 コンピュータ等を使用したVDT作業を連続して行う時間は1時間までとする。

1時間連続して操作したときには少なくとも10分間の休憩時間を与える。

(苦情処理)

第10条 甲は、業務従事社員に対し、就業が適正に行われるよう配慮すると共に、万一業務従事社員より苦情の申し出を受けたときは、乙に通知し、甲乙相互の連携のもとに適切かつ迅速な処理を図るものとする。

(損害賠償)

第11条 業務の遂行に関し、乙は業務従事社員が故意に甲に損害を与えた場合には、甲にその損害を補償する。ただし、乙が業務従事社員の選任について、通常の使用者に要求される程度の注意をなしたとき、また相当の注意をしても損害が生じたときは、その損害額を甲乙分担する事とし、その割合は甲乙協議して決めるものとする。

(秘密保持、権利義務の移転禁止)

第12条 乙及び業務従事社員は、業務の遂行に当たって知り得た甲の業務上の秘密については、契約期間中はもちろん、その終了後も一切これらを第三者に漏らしてはならない。乙は本契約に基づく権利、義務並びにその一切の地位を第三者に移転してはならない。

(代金の支払)

第13条 乙は、甲の指定する者の認印を受けた作業確認表に基づき代金を毎月末日に締切り、翌月5日までに請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、前条第2項に規定する期間内に当該代金を支払わない場合は、乙に対し約定の支払期日到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ年3.6%の割合で算出した遅延利息を支払わなければならない。

(契約の解除・違約金)

第15条 乙が正当な理由なく本契約条項に違反し又は不信な事実があったときは、甲は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときには、甲の損害発生の有無に関わらず、違約金として、第1条に定める契約金額から算定される年間予定額の100分の10に相当する額を甲に支払わなければならない。

3 前項に規定する違約金は、損害賠償の予定又は一部としないものとする。

(契約解除の制限)

第16条 甲は、業務従事社員の国籍、信条、性別、社会的身分、業務従事社員が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、契約を解除することはできない。

(協議)

第17条 本契約に関し疑義を生じたとき、又は、本契約書に明記していない事項については、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

(補則)

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成22年3月10日

甲 東京都新宿区若松町19番1号
独立行政法人平和祈念事業特別基金 契約担当役
理 事 笹 本 健

乙 _____

仕 様 書

1 件 名

平和祈念展示資料館における受付職員の労働者派遣業務

2 業務内容

(1) 従事業務

平和祈念展示資料館における受付業務(労働者派遣法施行第4条16号に該当)
(業務の主な具体例)

- 開閉にかかる準備等業務(主電源等のパワーオン(オフ)、各種機器の動作確認、各種用品整理及び簡易清掃等)
- 来館者の受付及び観覧誘導(電話による各種照会事案の対応のほか、数取器による入館者数のカウント記録及び団体予約等にかかるシステム入力を含む)※使用基本ソフト:Excel等
- アンケート用紙の回収・データ入力(選択式及び記述式回答のシステム入力)※使用基本ソフト:Excel、Word等
- 館内案内(各種サービスの案内、展示広報等を含む)
- 図書コーナー(専用カウンター)での案内サービス
- ビデオコーナー及びDVD視聴コーナー等における各種AV機器(DVDプレイヤー、タイマー、コントローラーほか)機器の確認操作
- 各種館内放送及び入館者に対する各種の告知(注意喚起等)・連絡・サービス等
- その他、派遣先責任者が指示した事項

(2) 従事人員

1日あたり2名

※ ただし、4～5名での交代制などにし、常時1日2名派遣できるようにすること。

3 就業する事業所の名称等

- (1) 名 称:独立行政法人 平和祈念事業特別基金(以下「平和基金」という。)
- (2) 所 在 地:東京都新宿区西新宿2-6-1 新宿住友ビル48階
- (3) 就業場所:平和祈念展示資料館
- (4) 電 話:03-5323-8711

4 派遣期間

平成22年4月1日～平成22年9月30日

5 更新の有無

無

6 就業日

次に掲げる日を除く毎日とする。

(1) 新宿住友ビル全館休館日（8月第4日曜日）

※ただし、現時点における予定

(2) その他、独立行政法人平和祈念事業特別基金が指定する日

7 就業時間

午前9時15分～午後5時45分（実働7時間30分）

この他、1日2時間程度の残業を命じる場合がある。

※ただし、月最大40時間程度[2h×5日×4W]

8 休憩時間（1時間）

次の①～③のローテーションによる。

①午前11時00分～正午

②正午～午後1時

③午後1時～午後2時

9 就業日及び就業時間の変更等

(1) 就業日などの変更・中止

基金は、上記5項から7項に定める就業日等を変更して業務を実施する必要性が生じた場合又は業務を中止する必要性が生じた場合は、事前に派遣労働者本人に通知の上、変更又は中止することができるものとする。

(2) 就業日を中止した場合の料金

業務を中止した日・時間等の料金の支払いは原則として行わない。

(3) 休暇などに関わる代替労働者の派遣

派遣元事業主が、派遣労働者に休暇を与える場合は、基金の要求する条件を満たす代替労働者を派遣することとする。ただし基金が、代替人員の派遣を求めない場合はこの限りではない。

10 時間外勤務等

(1) 時間外勤務

派遣元事業主における36協定の範囲内とする。

(2) 割増料金

1日8時間を超える時間外労働については、その時間につき契約単価の25%増しとする。

11 交通費
不支給

12 制服貸与
有り

13 資格等
国家資格等については、特に不要であるが、パソコンの操作能力（OSの基礎的知識を保有し、ExcelやWord等によるデータ入力等ができる）があること及びDVDプレイヤーやコントローラー等のAV機器の取扱に不安がないこと。

14 派遣元事業主に求められる事項
「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に定める労働者派遣事業主であること。

15 派遣労働者の服務
派遣元事業主は派遣労働者に次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。
(1)業務を適正に執行すること。
(2)来館者に不適切な対応をしないこと。
(3)休暇を取る場合は、緊急の場合を除き、前日までに申し出ること。
(4)業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。

16 派遣労働者の交替
派遣労働者が交替する場合には、その旨を事前に基金へ通知するものとする。
また、現任の派遣労働者から後任派遣労働者への業務引継が必要な場合、この業務引継に必要な経費は派遣元事業主が負担するものとする。

17 派遣先責任者
独立行政法人平和祈念事業特別基金
事業部 副参事

18 派遣元責任者